

懷舊記事

五

5
745
5



門 5
號 745
卷 5

懷舊記事第五卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆

記

慶應三年丁卯正月廿四日我が行事出張の兵を小倉
に收むべきの命あり於是予は天下の大勢を洞觀し
幕府の情狀を推察して左の書を政府に上まり

客冬來止戰講和の儀申立中軍或先鋒へ屢々應接
談判及び終に人質の事件不相調再進撃に一決
致候處前非を悔悟し全國を擧げ四隣へ立退候様
申出候就ては武門の習先鋒より暫時差留公命
相窺候處今般倉人被召出講和の始末相調ひ行事

懷舊記事

卷之五



香春の出兵引揚候儀と相成候倉藩ノ儀を先づ相
片付候へども京師の大變賊焰日熾奸謀益張此時
は當り道を小倉に假り一擧に日田を襲ひ薩を推
て九國の盟主とかり九州に可かり幕の氣脉を隔
絶し而後東方より漸侵入藝備の二藩を説諭し土
因松山等の國論を正し天下列藩をして自然割據
の勢を成さしめ暗に賊徒の胸算を破るの策此時
機不可失と奉存候

丁卯正月

而るは予が意見の採用せられ於二月朔山口より軍
勞慰撫の爲め兩公の御使として上山縫殿を遣はさ
れ酒を全隊に賜ひ廿一日に至り又福原藏人を遣は

さき左の意旨を傳へしめられし

奇兵隊

右者去夏戦争初發より馬關口出張被仰付置候處
交戦の度々粉骨令苦戦終に今日の場合にも立至
候儀其功不少御満足被思召候然る處暑寒に涉り
長々の滞陣中不容易遂苦勞今般小倉藩講和の談
判も相調候に付深き思召の旨有之之休息可被仰
付との御事候且諸口出張人數も減少被仰付候
趣も有之旁吉田根陣へ引取可被仰付との御事
廿五日前原に左の書翰を予に送る
春雨蕭々候處愈御清迪奉敬賀候陳の時山直八
儀先日老兄より承候通茲元御沙汰相成候事候御

坐候哉、未ど時山の御沙汰の趣不承候哉、右御沙汰
既、當人へ相達候ハ、一應ハ奉ト候方可然と奉
存候、表方相發候上ハ、瑣少マても道筋ハ相立て不
申候てハ、上下の分も不相立事マ付、老兄より御内
々其御取計被成遣候マ、至極仕合可申候、其後の
處ハ野生屹度御請合可申候、尚又此度長陣御慰勞
として、奇隊休息被仰付候段、御意書面致拜見候、止
戰中ハ一先根陣マて、一統休息も大マ可然と於小
生ハ相考候、何卒一統無異儀、一應歸陣の御取計、申
ま迄もかき儀と奉存候、此儀相運び候マ、私論
ハ存せむ候へ共、小生も歸萩、暫時致休息度奉存候、
其中御自保是祈、書外萬在拜晤、不盡、

二月廿五日

尚々過日ハ野村氏御同行有之、就中奇談若干、不堪
捧腹候、呵々、

山縣素狂大兄

御親拆

前原 誠

是、於て奇兵隊ハ三月廿七日朝足立陣營を發、馬
關一宿、翌廿八日薄暮吉田マ歸營セリ
是より先き國是挽回の舉あるや土州の坂本龍馬ハ
薩長和解セざれば天下の事為まべらざるの論を
以て薩の西郷吉之助マ説きたるマ西郷も其言を賛
ト、まば乙丑の冬坂本ハ山口マ來リ桂小五郎等マ
面會、て密マ商議する所、西郷ハ京師マ在て黒

田了介將令陸軍中を密使として馬關に遣し高杉に面
 會し夫より山口に入りて桂に會し勸むるに潜行し
 て上京せんことを以て以て因て桂の君公の内命を啣
 きて黒田と共に上京し身を潜めて薩邸に入り諸
 隊より品川彌二郎三好軍太郎早川涉の三人情況
 視察の爲め桂に隨行しさり桂の西郷を見て天下の
 爲めは大に盡を所あらん事を議したるに西郷の幕
 府若し防長再討の舉あらば薩藩の力めて之を止む
 べし幕府之を聽らざるときは薩藩の征長の一兵を
 も出さざる可しと明言し且つ大事に及ばず直に數
 千の兵を以て朝廷を扞衛し并せて遙に長州を援護
 すべきことを密約しさり丙寅の夏幕府遂に再征の

議を決し開戦するに及びて西郷も前言を踐み數千
 の兵を京師に出し薩侯の名を以て幕府に對し大義
 名分は於て征長の命を奉むる能わざることを斷言
 し且つ防長士民よりの哀訴書を朝廷に上り又士民
 陳情書を十萬石以上の在京諸侯に傳送する等悉く
 薩邸にて之を處理しさり此時西郷が出兵の約を踐
予は始めて之西郷の既大久保等と議を合せ天下の
を聞けり爲め大に盡力すること此の如し然れども諸隊は在
 ては尚前日の薩賊會奸の名稱の耳に留まるものあ
 りて大に其心術を疑ひ俱に天下の事を謀るに足ら
 ぬと議して信を薩藩に措らざるに因り予は上京し
 て薩邸に入り其動靜如何を探知し目的一に合せバ

俱は事を成さんと欲し且諸隊向ては今日の薩は昔
 日の薩は非ざる所以を明瞭からしめんと欲し其心
 算を立てたりしは高杉の何の思ふ所ありてか常は
 之を止めたり。是歳四月高杉の病は臥して遂は起た
 ず是月二十四日而して天下の情勢は日一日より危急
 として瞬間も忽ちせよを可うらざるを以て予が上
 京の念は愈々切よして屢々政府は請ふ所あり然ま
 ども長州人の一切上國を通行するを得ざるは依り
 政府より大宰府ある薩藩出張所は照會し若し時宜
 あらば弊藩よりも一兩人潜は上京致させたまふ付
 前以て通報せらまふことを望みたるは五月に至り
 伊集院金治郎、中村半次郎後陸軍少將 相野利秋は上京を命じ

たまは馬關は於て相伴ふべき旨を報し來たり依て
 予は奇兵隊中より鳥尾小彌太を撰抜し伊集院等の
 來るは先ちて馬關は待受け相伴ひて上京し大佛は
 於て黒田了介、川村與十郎今海軍中將 純義及田中顯助、品川
 彌二郎品川先きの京都に在り上國の形勢等の來
 り迎ふるは會を是より身を薩邸は潜め諸有志と時
 事を論議せり。是時より方り薩越土宇の四侯は京師は
 在りて専ら朝威を張り幕權を抑ふるの主旨を以て
 防長處置并は兵庫開港の事は付屢々建言をる所あ
 りしも五月廿四日遂は一橋の專斷は迫られ兩件共
 は教許の事とハかれり予は天下の事已は知るべき
 を以て一旦歸國し事情を詳報をることと決意し去

カカ十
生

偶言ル

永田 方 皆云
災ノ 常ニ べシ ヨリ 々
伊 俣 少 出 吟



偶然ニ 皆平生 意ナク 災既ニ 謹惰 示ス 文部

只任 18 (公 泰 九 日 綱 堂

Handwritten text in a light blue ink on a yellowish paper background, arranged in vertical columns. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.

を遂げんこと尋常の計策を以て達し得べきは非ざるなり此際よ於て盡すべき程の人事ハ盡さざる可うらばと雖も若し人事已よ盡くるの時よ至らば抑も貴藩ハ何の手段を以て之よ處せられんとするや小松曰く先づ朝廷の護衛を第一とし救命を請ひて幕府の罪を正し國家の基本を立つるよ在るのよと予ハ乃ち西郷よ對ひて凡そ何日頃弊藩よ來らるべきやと問ひたれば西郷ハ君ハ大坂發船後七日を期して參向すべしと云へり然らば尊意の趣ハ歸國の上早速重役は申入進山口よ於て協議決行あらんことを望むと答へ畢て後酒宴を開き獻酬の間天下の情勢を談し其夜二更よ至りて退散したり六月

十七日京師を發し黒田其外よ送られて大坂の薩邸よ至り薩船寶瑞丸よ乗り廿二日三田尻よ達を同行ハ品川鳥尾及び田中顯助ふり予ハ曩よ京師よ入りしより果して薩の益々結をざるべからざるを知らり然まども我藩の人心をいまだ薩論の反正したるを詳しよせば或ハ予を以て薩の術中よ籠絡せられしりと嘲罵せる輩もありぬべし然まとも予ハ見る所を以てをれば此回薩人の言ふ所ハ真よ天下の爲よ謀るの議よして信を措くよ足るものあり況や七月小至まば西郷來藩の約もあれば今の時よ及びて早く廟議を定め國家よ盡すべき計畫の順序を立てざる可うらざるをの旨を以て復命ししり其復命書

ハ左の如く

防長御處置并兵庫開港一件順序相立て、御處置有
之度、四藩より建言の次第も有之候處、五月廿四日
に至り、遂に一橋が暴斷を以て兩條とも、救許
相成候に付てハ、天下の形勢も豫め相分り候に付、
一先づ歸國し事情篤と報知仕度候間、萬事尊藩御
見込の處、無腹臆拜承仕度段述べ候處、御相談致し
度儀も有之との事にて、隅州公へ拜謁の旨申來候、
此段強て相斷候處、西郷吉之助を以て是非とも相
對の儀申述べ候に付、不得止拜謁仕候處、隅州公よ
り、今般土越守申談、一同上京、皇國の御爲め、微力を
盡し候へども、建言の旨趣御採用も無之、幕府反正

の目途とて、も無之事に付、今一際盡力の覺悟罷在
候、右に付近日吉之助へ申含め、御地へ差越候間、其
節ハ何も御指揮、且御許容被成下候様、申上吳候様
との事にて退出を、其後西郷同伴にて、小松帶刀の
僞居へ集會し、西郷大久保伊地知列坐にて、小松曰
く、今日主人よりも御話し仕候通り、幕府の謫詐奸
謀尋常の盡力にてハ、逆も挽回の期有之間敷、就て
ハ長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度き、
敝藩一定の見込、御熟談可仕候間、無腹臆御氣付の
事件、御指揮被成下度、就てハ不日吉之助差出し、御
國一定不拔の御廟議も相窺ひ度段申事にて付、歸國
の上巨細陳述可仕候、去ふがら戰畧謀計等ハ豫め

不可期候へども、一定御見込の御廟算ハ如何相立居候哉と尋問候處、先づ朝廷御守衛を專一ニ致し天敕を奉請し、幕府年來の罪逆を正し、いづき朝廷の御基本相立て度、就てハ御廟議御決の上、西郷氏御來國の節ハ、重役共よりも御示談可申上とて、何れも退散す。

六月十六日

山縣 狂介

然るに七月に至きども西郷ハ未だ來らば、予ハ嚮々屢々政府ニ上陳し且勉めて諸隊ニ辨説し、さへあるに今や西郷來藩の斯く豫期ニ違ひざるガ爲め心情甚ど安うらざりしに、十五日小至り薩人村

田新ハハ京師より來り西郷ガ本月七日作りたる書を予ニ致せり其文ニ曰く、

御一別以來、不能御音信候處、強暑の砌無御障可被成御坐、珍重奉存候、陳ハ御堅約申上候後、土州後藤象二郎、長崎表より參來、容堂候御歸國甚残念かり、大ニ憤發致し、大論を立て、茲元御合手ハ雅俗共ニ同論ニ歸してしまし、其上死を以て可盡と盟を立て候て、敝邸へも談判有之候義にて、實ニ渡りし船を得候心地致し、直様同意致し候事ニ御坐候、夫故色々日間取ニ相成、遅引ニ及び候儀、甚以不相濟、嗚御案勞の筈と、是のみ苦心仕候事ニ御坐候、延引の次第何卒御海怒可被成下候、右ニ付てハ後藤より

盟約書相認、是を以て議場一決致し候手段、御座候故、右の書面差上候付、得と御覽可被下候、後藤も當月三日、出足歸國致し候、御座候間、相分次第又々可申上候、一左右有之賦、御座候間、相分次第又々可申上候、得共、御出立後、相變候手續の次第申上度、付、右様御含可被下候、別紙、後藤よりの書面、御異論の處も被為在候、何卒、村田へ被仰聞可被下候、尚、御國論の處も、不苦分、御洩被下度、奉希候、餘ハ細大村田より御聞取被下度、文畧仕候、是非小生可罷出筈の處、雜事紛々難相逃、不得止次第、御座候間、宜敷御汲取可被下候、此義荒々奉得貴意候、恐惶謹言、
七月七日
西郷吉之助

山縣 狂助様

品川 彌二郎様

文中記する所の後藤の書面、今ハ之を失ひたり、後ち西郷が山口より來りしとき、曩きに一種の事情の爲め、誤られ大に事機は後れしことを謝したりき、予ハ又政府に上申して、前年京師變動の前、當り鄙見を陳せし、其言不幸、ふして中り一敗地、塗りと、りき、今や再び前日輕擧の覆轍を踏むべららば、故に京師に入らんと欲せば、薩藩と相率て逆境に立ち、一意他おきの心事を明り、ふして、以て諸藩を誘導せざる可からず、假令萬一變態を生むることあるも、再び幕兵と戦ふべきの實力を蓄へ、遠謀深慮、以て軍議を

盡一軍畧を立てざる可うらざるの意を述べたり其
大要左の如く

第一 時日を刻し、暫時浪華城を落し、山崎八幡

天保山の砲臺を奪ひ候儀、尤緊要歟と奉存候、

第二 中大兄皇子鎌足公と相謀り、斷然入鹿を御

誅戮の故智を倣ひ、奸賊一橋を殺戮し、朝廷の鴻

基相立度事歟と奉存候、

第三 浪華城八幡山崎天保山の要衝を攻落し候

後、迅速關西の諸侯より一人使節相立度候事、

第四 兵庫港の砲臺等、不戦して散亂可仕、近國

の小諸侯より、速に浪華を相集め、其力に應じ、臨機

の用方可有之と奉存候、

第五 今日浪華の一擧、昔日巖島賤ヶ嶽からん

全く天下の興亡に相關り候は、是非先勝而後

戦の意からば、ては不相叶、是を必死の地也、京師

の擧、萬一及一敗候ても、浪華山崎等へ屯集し

再び賊徒の手足を斷候策、可出、是則生地也、此

邊御斟酌被爲、在、出兵の儀も、出奇應變御策畧肝

要奉存候、

一 長防の儀、第一眞の大割據と御著目被爲、在、

是迄軟弱驕慢の士風も、往々質素淳朴の姿、押

移候様仕度、且西洋諸國へ、人材を遣し、萬事時

勢に後をさざる様、一定不拔の御國、是相立置度奉

存候、

今般既_レ薩藩と同心戮力、回天の期を相謀り候_レ付て、先づ前後緩急の可有_レ之候へども、上國は向ふの時日を刻_レ、堂々正々の大軍を押出し、東境より侵入、藝備二藩を説諭し、正邪判然と相立候_レは、決して隨從すべし、萬一佐幕論を主張し、致違背候時は、速_レ及一戰、而後一里踏破して、砲臺を築き、二里進撃して、堡壘を造り、漸々浪華進入からで、他日の大功業へ甚ど六ヶ敷奉存候、萬全遲遠の策は相見候へども、國力を量り、天下の形勢を熟考仕候衷情より、申立候義は御座候、兎角一事の愉快は乗_レ候人情より、海軍を以て一瞬の間、千里外へ兵を飛_レ、賊の不意を撃ち、容易は皇威挽回かどの

説有_レ之候へども、今日の時機よて、坐上の快談を信從難相成候、全體長兵は正、薩兵は奇、奇正相合し、海軍を藝備の海岸へ出沒し、海陸應援を不愆約束一_レと出で候節も、賊徒の胸算も容易は可撃破と奉存候、何分長防内外の情態、此上おら篤と御熟考渴望仕候、假令薩藩の援無_レ之とも、當今の勢一日も可偷安時_レ無_レ之、勝敗は兵家之常、百折不撓、時勢至當の御處置、申迄もかき儀と奉存候、

八月晦日、福田の山口に在て、予は書簡を送り、薩藩の舉動を密報したるもの左の如し、
別後御氣分如何、追々御本復と奉想像候、陳を大田極々密談と申候も、此度薩藩彌一舉は相決、期限不

遠候由、其節前以品川報知の爲め歸り可申、就てハ
 此度上阪の論却て幸として、一旦幕令を奉ト、御末
 家其外名代と號し、壯士一大隊位相添、差登せ置き、
 著阪の上、一兩日動搖し及び候様、臨機權謀と存ト、
 別紙の通及上書申候、書面の儀ハ、直ニ御前へ差出
 申候、昨日右ニ付御前會議ふて前原も出席候由、隨
 分僻説も出候由、此度ハ大田を相助け、諸事取行申
 一、戰畧等の儀ハ、先達ての書面通り、行をせ候積り
 也、薩州の戰畧、荒増左の通り、土宇も免も角も、刻時
 日、京大阪江戸一時ニ相發し、主上を男山ニ奉ト、會
 邸二條等逆寄し、攻寄及放火、英吉利軍艦を以て、
 佛の應援を相防候手段ニ有之由、孰れ我應援隨分

肝要の事ニ御坐候、御氣附候也、急速御一書可被
 下候、此儀ハ、脇方一人も洩さず申様申事なり、其御
 含にて諸事御仕構可被下候、杉山上行ハ、右故當分
 見合可然、小郡縣令加勢の儀、懇々相談候處、承諾仕
 候、早速東津迄差廻し候様との事ニ御坐候、扱陣屋
 關門道松大急取除候様、傳之介へ御通達可被下候、
 其他又々可申上候、其内御用心專一ニ奉存候、匆々
 頓首、

八月晦日

素狂老臺

極密啓

悠々老人

福田の號

是より先き西郷ハ復古論の公卿岩倉前中將具視、後大臣

等と結び勤王の大義を唱へ、幕府の罪を正むの擧を
断行するも先づ長薩の兵を根據とし以て諸藩を
聯合すべしとの策を立てたり、偶々藝の世子ハ同藩
辻將曹^{岳後維}等と京師入り盡力する所あるを以て
密に三藩の聯合を約せり、九月十六日薩藩大久保及
大山格之助^{良後綱}ハ京師より山口に來り先づ桂廣澤
と面し翌日我執政等と會合し土州ハ少く主義を
異とする所ありて今回の同盟は與からば依て藝と
聯合して事を擧ぐべき旨を説き左の約定をおせり
一國元より今般繰出候軍兵一應三田尻へ碇泊御
引會可申上事、
但爲差引大山格之助來廿五六日頃より罷出

三田尻へ滞在可申候事
一於尊藩國元よりの軍兵三田尻へ著船迄ハ御待
請相成、同時御出張の運に致し、弊藩軍艦二艘の
内一艘、一日先づ攝海へ著船注進の事
一總軍ハ翌日夜中攝海へ著船の都合に致し、其翌
晩を期限に可相定候事、
一大凡當月中を期し候へば、其上の時日は進退時
機に應候事
但期限内たりとも、不得止節ハ同断たるべき
事、
一寡君出馬の節、京攝の模様は依り、時機を見合候
事も難圖、其節も自然御領内何處たりとも、滞陣

御願可申出儀も可有之候事

而して藝藩へハ薩長の兵至るを待ち共上阪せん
ことを長藩より談判すべしと決し右の協議畧々一
定したるを以て大山ハ出兵準備の爲は薩摩又歸り
大久保ハ再び京師に到きり

九月廿六日毛利内匠山田市之允ハ奇兵游撃整武御
隊鴻城軍を合一振武南園萩野の二隊銳武ハ八幡集義
改名城軍を合一振武南園萩野の二隊銳武ハ八幡集義
合者の諸隊各々一小隊或ハ二小队を率ひて三田
尻又出で以て上阪の地を爲奇兵隊司令ハ而して
十月二日又至りも薩艦未だ來らば藝藩よりハ上
國戒嚴の形勢あるを以て我が家老の上阪を見合は
べく且つ薩艦來港せば同く見合をべきことを通ぜ

られよと報ト來れり此は蓋し藝の國論一變せるに
因るかり我が政府を思へらく兵機己は洩れ機會既
は失ふ今日薩艦猶ほ前約を踐み上阪するあらば獨
り奇計の成らざるのみならず如何なる禍機を生ず
るも測らざるんと三日乃ち杉孫七郎中村誠一を
藝に遣し廣澤兵助福田俠平を京師の薩邸に遣は
是時福田より予及野村に送りたる書あり曰く
少將傳餐の恥辱に陥らば候様諸事御周旋奉願
上候以上

十月三日

悠々老人

素狂老臺

欲庵老臺欲庵ハ野村

御親拆

五日梶原治人野村靖之助を薩の本國に遣し情勢を陳せしむ然るに我が使者の船と行違ひて鹿兒島を發したる薩艦一艘六日を以て三田尻に入港し大山格之助堀直太郎三島彌兵衛後通庸等之に乗組こり七日政府の柏村數馬をして大山等と應接せしめ藝より通報の旨を告げ且つ事機已に失ふを以て宜しく上阪すべからざるを説きこり大山等ハ之を謝し然らば今後尚不二艦の來るべきを以て之を貴港に停繫せしめ現在の艦ハ三島堀兩人之に乗とて東上し大山ハ留まりて二艦の至るを待ち上國の報を得るの後其進退を決せんと答へたり三島等ハ途次藝

に立寄りんとする旨を告げたるを以て政府ハ國貞直人長松文輔をして同行して藝に至らしめ協議する所ありたり九日薩の兵艦二艘ハ小田港に投錨を既にして村田新八ハ京師より再び三田尻に來り小松の書を大山に致し兵艦の上阪を猶豫すべきことを通知したり山田市之允交野十郎ハ政府が斷然の處置を爲さるるを以て是月十日左の建言を呈したり今般薩藩の形勢動搖も有之哉と洞察仕尚上國の事情も未詳就てハ此後藝州の方向も甚以奉懸念候御國家御基本の儀ハ千載難復得の好機會に候第一藝州の國論一定不仕候てハ先々の御妨は相

候ハ必然の事ニ候間、此度登阪兵、三田尻滞在ニ空
送時日候てハ、初發の銳氣ニも關係仕候事ニ付、何
卒廣島邊へ被差出候て、藝州の國論を維持シ、尚
追々土守等へ合從御手續ども相成候て、兵氣作
興の一助と奉考候、頓首謹言、
然るニ政府ニ於てハ、初め之を採用するの狀も見え
ざりしが、再び前議を呈するニ及びて君公の直書を
以て時機ニ依り緩急を計り指揮すべき旨を達せら
れたり、
十月下旬予ハ先鋒諸隊と合議する事ありて三田尻
ニ赴きて駐留せしニ、政務役御堀耕助ハ君命を帯び
て山口より來り予と俱ニ藝州ニ赴くべきの旨を傳

へたり、乃ち共ニ藝州ニ赴き薩長藝三藩合從の議を
説き與ニ相謀りて大義を天下ニ鳴らばの機ハ今日
より急あるハ莫きことを論じたまきども同藩も尚ほ
逡巡遲疑して容易ニ予輩の説を可とするの色あり、
因て直ニ歸國したるに彼の曩ニ上國ニ赴きたる廣
澤品川福田ハ薩の小松西郷大久保等と同伴し已ニ
廿一日を以て三田尻ニ入港し即夜廣澤福田ハ先づ
山口ニ歸り上國の情勢を陳し而して翌廿二日ニ於
て政事堂ニ開議し、るニ種々の論議ありて時を移
したり、是日品川ハ小松西郷大久保三田久保と同トク
山口ニ來りしニ夜ニ入り桂廣澤ハ其旅宿ニ至り共
ニ協議計畫する所あり翌日我兩公ハ城内ニ於て小

松西郷又謁を賜ひ二人親しく密話を遂げ退出せり
而して二人の薩の兩侯の内一人を奉じて再び上京
せんが爲めに即夜歸藩の途に就き曩に三田尻に滞
在したる兵隊の輕舸を以て之を上京せしめ其三艦
の今回小松西郷大久保の三人之を率て鹿兒島に歸
りたり。意ふに西郷の夙に大義を明しふし名分を正
すの志を抱き廣く天下の名士と交り尊攘の説を唱
へざりと雖も不幸にして屢々挫折し再び流謫の身
とあるも毫も屈撓することなく能く其初志を達し
斷然藩政を改革し國論を一定せり。大久保亦西郷と
地を異にして謀を同くし共々天下紛擾の間立ち
人心の嚮背を定め防長再征の非を痛論し終に薩長

兩藩をして同心協力し以て我邦七百年來の雲霧を
披き天日の輝光を觀るに至らしめたり。二氏今已に
墓木皆拱以、而して其盛功偉績の千歳猶没せざるお
り
廣澤等が歸報したる趣は上國に於ては三藩合從東
上の説已に傳播して時論紛擾加ふるに土藝等諸藩
よりも建白する所ありて本月十三日將軍の政權を
返上し朝廷に十萬石以上の諸侯を京都に召させら
るゝの事あり且つ朝廷に於ては密に討幕の議を決
せられ去る十四日を以て岩倉より廣澤大久保の二
人を招き我が兩公の官位復舊及び入京の内旨ある
を示し又左の内教を傳へられたることあり

參議 大江敬親

左近衛權少將 大江廣封今元德公

左近衛權中將 源久光

左近衛權少將 源茂久今忠義公

詔源慶喜籍累世之威恃闔族之強妄賊害忠良數棄絕王命遂矯先帝之詔而不懼擠萬民於溝壑而不顧罪惡所至神州將傾覆焉朕今為民之父母是賊而不討何以謝先帝之靈下報萬民之深讐哉是朕之憂憤所在諒闇而不顧者萬不可止也汝宜體朕之心殄戮賊臣慶喜以速奏回天之偉勳而措生靈于山嶽之安此朕之願無敢或懈
慶應三年十月十四日

盟天與神受封知歸言 正二位 藤原忠能山中

以貫新封此國家堂々大正二位 藤原實愛正三條親町

權中納言藤原經之門中

同時又左の内敕あり

會津宰相

桑名中將

右二人久滞在輦下助幕府之暴其罪不輕候依之速

可加誅戮旨被仰下候事

十月十四日

忠能
實愛
經之

長門宰相殿

同 少將殿
薩摩中將殿
同 少將殿

此内敕の下るや薩藩にて西郷小松大久保我藩にて廣澤福田品川連署を以て左の請書を上まじり、當節不容易御危急之砌、為皇國不被為顧忌諱御内々御盡力確定不抜之、
叡慮被為伺取、敕書降下、兩藩深御依頼被為、思食候御旨趣奉謹承、卑賤小臣等不奉堪感激流涕奉存候、早々歸國、寡君共へ報知、兼て決定之宿志、益以貫徹仕、抛國家堂々大舉仕、可奉安宸襟候、此段盟天地御受仕候、謹言、
五二封 蘇承出請中

三田慶應三丁卯十月の兵士新田廣澤兵助、
品川彌二郎、小松帶刀、西郷吉之助、大久保一藏、
各花押

中山前大納言様
正親町三條前大納言様
中御門中納言様
岩倉入道様

此勅書の極めて秘密にして我藩に在ても僅々兩三人の外知る者絶て無き所あり、又岩倉の内命を以て

我藩は於て錦旗二流を調製すべしとの事にて萩の有職師岡吉春吉春の嘗て錦旗を考むるに命ト山口ある諸隊會議所の樓上にて他人の出入を禁ト之を製造せしめたるに數旬にして成るを告げたり予の藝州より返るや福田の予が爲に上國の形勢一變し幕府が到底反正の目途なきのみからば政權は返上したるも今後の情勢甚ど懸念すべき者あるを説き予は時事の切迫する益々急かるを知らり而して政府はなほ考慮する所ありとて持重策を執り斷行の處置に出でざるを以て諸隊總督等と君前に出で今日の形勢出兵の事一日も猶豫すべからば已に三田尻に於ては先鋒の兵士隊伍を整へ何時までも

上國の時機は應じて起ち上京の用意を爲したれば宜しく速に尾道地方に出兵し一號令の下咄嗟變は處せざる可からざる旨を上言しとれども條理は於て爲まべうらばとて採用せられれば仍て又政事堂に至り諸有司に向ひ痛切に之を再論したるに此説を可とする者なきに非ざると雖も結局又採用せらるるに至らば蓋し當時政府の諸有司も前日の國難に際し四境に敵兵を引受くる事情を追想し今日に免角我藩の處置平穩に落著せんことを一意に希望し苟も毛利家の瑕瑾はたに成らざる以上の復と斷然の策を施すに及むべしと始終只條理に仍りて進退するの方向を取らんと望めるが故に其回天の大計

を議するも論鋒甚ど鈍く常は君公は説は平和説を以てしたるなり而して是が爲は政府の中は在ても議論一は歸せざりて漸く囂然たり嗚呼我藩の如きは久しく逆境は立ち備さるる百千の辛苦を嘗めざるも其機少く過ぐれば輒ち小成は安んずるの念慮を生ずるや斯の如く彼の三百年來の太平は起卧煖飽したる徒は在りては其蹶起して大事を決行すること能わざるも敢て怪しむる足らざるなり。扱も諸隊の説は已は採用せられざるを以て予は更は廣澤は向て曰く予輩の願意貫徹せざれば計畧已は盡きたり此上の諸隊を率て脱走し兵を上國は出すの決心あるのみ切迫の事情或は君命は違背するの形迹

あらんも測られれば宜しく國家は盡心の心情を憐察せられよと仍て諸隊の總督等を會合して亡命出兵の議を確定し愈出發の期は至らば左の書面を政府は投じ諸隊を率て決死一鞭直ち上國は向えんと決心しと

臣等謹惟るは、天朝之危急今日より甚きは莫く、天下の時機今日より急なるは莫し、至急を以て至急は當る直は呼號奮迅走て之を援ふべし、是を臣子の情義當は然るべき而已はあらば天下尊攘の先鞭を著け、匪躬の節を致し却て奸賊の誣名を蒙り、憤を忍び時を待つの二州は於ては尤も當は諸侯は先づち義兵を連ね、天朝の蟲賊を除き二州

の寛抑を洗ひ、以て四方の望に副す可き事、御座候、名義の立と不立と、精誠の通と不通と、唯此時を千載一時と奉存候、然るに今日國議優柔決せ、諸葛亮の所謂群疑滿腹、衆難塞胸ものにて、坐して時機を誤るのまらば、積年の御至誠も水上の泡と相成可申候、是皆諸臣泄々之罪、臣等其議論の得失を争辨するに違あらば、直に之を國を憂ふるの誠心かく國に任ずるの堅力か、と謂もん、縱令目を閉ぢ、耳を塞ぎ、天下の嘲、諸侯の謗を顧ざるも、天朝の教旨を如何せんや、昔元弘の時、北條氏尚不天下の全力を有し、未だ一人の勤王を見む、而して楠廷尉、區々の河州を以て、尚不能く兵を大阪に出

立、城を赤阪に築き、天下と抵抗す、菊池氏、西海に特立し、敢て東に向をざるも、尚不能く、毎に兵を分て、京師の事、從へり、蓋し二公の時、南帝は吉野に御坐し、諸皇子は東西に分處し、各其方に御盡力被遊候、故に候、是は敵の強弱盛衰も、因り候事、候、新田左中將に至りては、京畿の全力を以て、直に關東に攻下り候、是皆其時と地との異なるに、因り候事、以て、今日の形勢は、又同日の論は、非に、今日諸大藩合力同心して、直に京畿の急に奔り候、空く西海を株守して、回天の功可相成、理無之候、臣等聞く、智者之謀事、利害を雜て、利害の間、義を以て之を斷ずと、臣等敢て暴抗粗戾上を凌ぐの舉、無之、是を古

今は照し時機を計り、形勢を参り、名義を正し、謹て君上の御旨意を體し奉り、常備の兵員を以て、諸侯の義戦を助け、外四方の嘲を解き、君上の義聲を揚ぐ奉り度存立候、所謂鞠躬盡力死而後已、成敗利鈍は豫め知る所は非む、若し成功無之候はば、其罪を御正し可被遊、眼下紛々の論は顧る暇無之奉存候、臣等涕泣奉表拜辭仕候、誠恐誠惶謹白、

是時御堀耕助は政府に在て予輩の言ふ所を可と大に盡力する所ありしと雖も其説の急は決行せらるべき情勢もあらず、予は竊に御堀を謂て曰く、當今の時勢一日も出兵を猶豫す可からば然るは政府の逡巡遲疑するや此の如し抑々兩公積年忠誠の結局を

如何とする乎、御堀曰く、國家の爲は力を兵馬の間は盡し命を彈丸の下に致さんこと予が素志なり然れども、今政府は立ち上り、百方周旋し行をれざるときは一死を以て諫諍せんものと、予曰く可なりと、乃ち別きて吉田を歸せり

爾後數日を経るも政府は更に決行する所なきを以て愈々日を期して三田尻に屯集し、前議の如く上國に向ひ出兵せんと決し、時恰も時山直八の墓の爲は萩に至り歸途山口に於て此事情を同志の某が告げたり、予は忽ち軍政御用掛大村益次郎の聞く所と爲り、政府は大に驚き諸隊の出兵を止めんとて家老一人づつを諸隊に派遣し、奇兵隊へも

家老某來りて止めて曰く聞く此度の事ハ奇兵隊の
首唱する所ふりと故は先づ此は來りて君公の命を
傳ふ君公命あり宜しく此行を止むべしと予ハ其命
を奉ずる能わざるの理由を陳せし家老ハ黙然と
して去れり己よりして御直目附柏村數馬來り君命を
以て止むること前の如く予ハ痛嘆して曰く予輩ハ
政府の命を奉ぜざる亡命者ふり己ハ亡命者ざる以
上も亦何の顧慮する所あらんや大義は由りて進む
の一途あるのみと乃ち出發の期ハ明日と定め之を
諸隊に令しり既にして御堀より急報ありて曰く
相談すべきことあり願くは速に山口は來られし而
して諸隊の出發ハ暫く見合すべし若く此書と相左

右せば其出先にて之を止めし云々予ハ此報は接し
て竊は悟る所あり直に諸隊長を招きて告て曰く出
發の期己は定まるも予ハ今大に慮る事ありて急は
山口は赴くんとし予ハ此は歸り來るは非ざれば予
等決して動くこと勿きと乃ち途に上りて厚狭市に
抵きば柏村が此は留て書を裁し奇兵隊の事情切迫
の狀況を記し將は急使を發して之を山口に報ぜん
とするは會て予を見て大に驚き仍て相伴ひて山口
に至る至きむ則ち政府の事情ハ方は一變して尾道
出兵の事己は決定し藝の藩論も亦確定しるを聞
き予の喜ハ實は望外に出でたり。
斯くて十月晦日に至きば藝州侯ハ防州新港に於て

我世子君は會同して入京の約を定めらるゝに付き
我藩より桂を藝州に遣わして諸般の打合を為し
出兵の用意已に整ひ今唯薩の消息を待てるのみ
然るに薩藩までも亦種々の事情ありしが已に出兵
の運びに至り十一月十七日午後薩侯の乗艦は三田
尻に入港し十九日世子君之に會同せられたり是に
於て薩藩兵は廿六日出帆廿八日西之宮上陸の手筈
を定む而して奇兵隊の曩に陳情書を捧呈せしに
付き一先づ三田尻まで出兵し暫く其地を駐屯せり
廿五日未明號砲三發にて諸兵鞠府に整列して諸艦
は乗組は小田港に廻り夜間祝砲各七發にて諸艦一
同出發し其乗組を區分すは鞠府丸は總督毛利内

匠を始とし右田一手四十人癸亥丸は整武隊丙辰
丸は銳武隊の半にて鞠府丸は上の二艘を引き丙
寅丸は右田一手乙丑丸は第二奇兵隊にて丙寅
丸之を引き満珠丸は銳武隊の半庚申丸は奇兵
隊遊撃隊脅懲隊にて満珠丸之を引き舳艫相合にて
波濤を衝き上國に向て進行し廿六日の初夜諸艦藝
州御手洗に著したるに藝の嚮導船は已に此に在り
て我諸艦の來るを俟てり斯て廿九日の夜攝州打出
の濱より上陸し親王寺を以て本陣と爲し諸隊は下
町に屯し夫より西之宮に繰込むと幕府は已に政
權を返上しとるにも拘らば數十日の後に在て遂
に薩長二藩の兵と戦端を伏見に開き一敗地に塗り

江戸城に退去し恭順を表し其罪を謝したるを以て
始て大政維新の基礎を開き千載の隆運を見るに至
りたるもの實に此一舉に在りと云。嗚呼癸亥以來我
藩尊攘の義擧も幕府の壅蔽する所と云り陰雲冥濛
殆ど五歳二州を擧げて薪を卧し膽を嘗め大義を明
らよし名分を正し終に能く國是を挽回し再び天日
の明を拜するを得るものには是を我が忠正公積年至
誠の貫徹する所あるに非ざるよりいふ能く此に
至らんや。是に於て三田尻駐在の奇兵本隊に直に吉
田の營に歸陣せり
懷舊記事第五卷終

明治三十一年六月八日印刷
明治三十一年六月十一日發行



東京市日本橋區通三丁目十四番地寄雷
發行者 小 柳 要 人
東京市日本橋區通三丁目十四番地
印刷者 齋 藤 定 四 郎
東京市日本橋區通三丁目十四番地
發行所 丸善株式會社書店
大坂市東區北久宝寺町四丁目
企 丸善株式會社書店出張所
東京市日本橋區通三丁目十四番地
印刷所 丸善株式會社書店

